

2019 年度（平成 31 年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
（廃熱・湧水等の未利用資源の効率的活用による  
低炭素社会システム整備推進事業）  
公募要領  
（地域の未利用資源等を活用した社会システムイノベーション推進事業、  
地域熱供給促進支援事業）

2019（平成 31 年）4 月  
公益財団法人北海道環境財団

公益財団法人北海道環境財団（以下「財団」という。）では、環境省から 2019 年度（平成 31 年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃熱・湧水等の未利用資源の効率的活用による低炭素社会システム整備推進事業）の交付決定を受け、エネルギー起源二酸化炭素の排出を抑制するための廃熱・湧水等の未利用資源の効率的活用による低炭素社会システム整備推進事業に対する補助金を交付する事業を実施しています。

本補助金の概要、対象事業、応募方法及びその他の留意事項を本公募要領に記載しておりますので、応募申請される方は、本公募要領、FAQ 等資料をご熟読くださいますようお願いいたします。

なお、補助事業として採択された場合には、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃熱・湧水等の未利用資源の効率的活用による低炭素社会システム整備推進事業）交付規程（以下「交付規程」という。）に従って手続等を行っていただくことになります。

## 補助金の応募をされる皆様へ

本補助金については、国庫補助金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、当然ながら、財団としましても、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処します。

従って、本補助金に対し応募の申請をされる方、申請後、採択が決定し補助金の交付決定を受けられる方におかれましては、以下の点につきまして、充分ご認識された上で、応募の申請を行っていただきますようお願いいたします。

- 1 応募の申請者が財団に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。応募書類に虚偽の内容を記載した場合、事実と異なる内容を記載した場合は、事業の不採択、採択の解除、交付決定の解除、補助金の納付の取消等の措置をとることがあります。なお、支払い済の補助金のうち解除対象となった額を返還していただくこととなります。
- 2 財団から補助金の交付決定を通知する前において発注等を行った経費については、交付規程に定める場合を除き補助金の交付対象とはなりません。
- 3 補助事業の適正かつ円滑な実施のため、その実施中又は完了後に必要に応じて現地調査等を実施します。
- 4 補助金で取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該財産の処分制限期間（法定耐用年数）内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。））をすることをいう。）しようとするときは、事前に処分内容等について財団の承認を受けなければなりません。
- 5 補助事業に関し不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の解除を行うとともに、支払い済の補助金のうち解除対象となった額を返還していただくこととなります。
- 6 補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。
- 7 補助金の応募ができる者は、別紙に示す暴力団排除に関する誓約事項に誓

約できる者であることとします。

## 目次

1. 事業の目的と性格
2. 事業内容
3. 補助金の交付方法等について
4. 応募方法等
5. 留意事項等

別紙1 暴力団排除に関する誓約事項

別紙2 個人情報のお取り扱いについて

## 1. 事業の目的と性格

- 本事業では、未利用な資源を効率的に活用した低炭素型の社会システムを整備するために、エネルギー起源二酸化炭素の排出を抑制する設備等を導入する事業に対し、支援を行います。
- 事業の実施により、エネルギー起源二酸化炭素の排出量が確実に削減されることが重要です。

このため、申請においては、事業の具体的計画内容及び算出過程も含む二酸化炭素の削減量の根拠、考え方を明示していただきます。また、事業完了後の一定期間については削減量の実績を報告していただくこととなります。

- 本補助金の執行は、法律及び交付要綱等の規定により適正に行っていただく必要があります。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年法律第255号。以下「適正化法施行令」という）の規定によるほか、この補助金の交付要綱・実施要領に定めるところに従い実施していただきます。万が一、これらの規定が守られず、環境省または財団の指示に従わない場合には、交付規程の規定に基づき交付決定の解除の措置をとることもありますので、この点について十分ご理解いただいた上で、応募してください。

- ・事業開始は、交付規程に定める場合を除き交付決定日以降となります。
- ・事業完了後も、環境省に対する事業報告書（二酸化炭素削減量の把握等）の提出や補助事業で取得した財産である旨の表示などの適正な財産管理を行い、補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図る必要があります。
- ・補助事業で整備した財産を処分（目的外使用、譲渡等）しようとする場合は、あらかじめ財団に申請を行い、承認を受ける必要があります。
- ・これらの義務が十分果たされないときは、環境省または財団より改善のための指導を行うとともに、事態の重大なものについては交付決定を解除することもあります。

## 2. 事業内容

本補助事業の対象は、(1) に適合する (2) の事業とします。

### (1) 対象事業の基本的要件

- ① 低炭素化に効果的な規制等対策強化の検討に資すること。
- ② 補助事業を的確に遂行するのに必要な費用の経理的基礎を有すること。
- ③ 補助事業を行うための実績・能力・実施体制を有すること
- ④ 別紙1に示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。
- ⑤ 本事業の補助により導入する設備等について、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに適正化法第2条第4項第1号に規定する給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）を受けていないこと。（固定価格買取制度による売電を行わないものであることを含む。）

## (2) 対象事業

- ・地域の未利用資源等を活用した社会システムイノベーション推進事業「社会S I」

### (ア) 対象事業の要件

地域で未利用な、又は効果的に活用されていない熱や湧水等の資源の効果的利用及び効率的な配給システム等、地域単位の低炭素化を大きく推進する先進的でモデル的な取組に必要な設備等の導入を行う事業

なお、バイオマス資源の利用を対象とするものを除く。

### (イ) 補助金の応募者

本補助事業の応募者の要件は以下の(a)から(e)の法人・団体であること。

- (a) 民間企業（導入する設備等をファイナンスリースにより提供する契約を行う民間企業を含む。）
- (b) 都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合
- (c) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
- (d) 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- (e) その他環境大臣の承認を経て財団が認める者

### (ウ) 共同事業者

次に掲げる体制にて補助事業を実施する場合には、補助事業に参画するすべての事業者が(イ)の「補助金の応募者」に該当することが必要となります。また、補助事業に参画するすべての事業者のうちの1者が本補助金の応募等を行い、交付の対象者となる代表の事業者（以下「代表事業者」という。）とし、他の事業者を共同事業者とします。なお、代表事業者は、補助事業の全部又は一部を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する者に限ります。

- (a) ファイナンスリースを利用する場合は、ファイナンスリース事業者を代表事業者とし、設備等を使用する上記(イ)記載の法人・団体と共同申請とします。この場合は、リース料から補助金相当分が減額されていること及び法定耐用年数期間まで継続して補助事業により導入した設備等を使用する契約内容であることを証明できる書類の提示を条件とします。
- (b) (a)以外の共同実施において、補助事業者に該当する者が複数で事業を実施する場合には、代表事業者は、本事業の応募書類の申請者となるほか、補助事業として採択された場合には、円滑な事業執行と目標達成のために、その事業の推進に係る取りまとめを行うとともに、実施計画書に記載した事業の実施体制に基づき、具体的な事業計画の作成や、事業の円滑な実施のための進行管理を行っていただくこととなります。代表事業者及び共同事業者は、特段の理由があり財団が承認した場合を除き、補助事業として採択された後は変更すること

ができません。

#### (エ) 補助金の交付額

原則として補助対象経費の次の割合を補助します。

なお、本事業は、設備等をファイナンスリースにより提供するために導入する際の補助対象経費についても対象となります。

- (a) 補助事業者が地方自治法第252条の19第1項の指定都市以外の市町村（これらの市町村により設立された第284条第1項の地方公共団体の組合を含む。）の場合 3分の2
- (b) 補助事業者が都道府県、地方自治法第252条の19第1項の指定都市又は第281条第1項の特別区（(a)の括弧書の組合以外の地方公共団体の組合を含む。）の場合 2分の1
- (c) 補助事業者が中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者の場合 3分の2
- (d) 補助事業者が(c)以外の民間企業の場合 2分の1
- (e) 補助事業者が(a)から(d)以外の者の場合 2分の1

#### (オ) 補助事業期間

原則として2年度以内とします。ただし、応募時に年度ごとの事業経費を明確に区分した経費内訳書及び実施計画書が提出されることを前提とします。この場合、補助金の交付申請等は、年度ごとに行っていただく必要があります。

また、2019年度（平成31年度）の補助事業の実施期間は、交付決定日から2020年（平成32年）2月29日までとします。



・地域熱供給促進支援事業「熱供給」

(ア) 対象事業の要件

地域熱供給事業において、コスト効率的な地域熱供給を実現するための高効率型電動熱源機を導入する事業

(イ) 補助金の応募者

本補助事業の応募者の要件は以下に掲げる者とする。

- (a) 熱供給事業法（昭和47年法律第88号）第3条に規定する事業者
- (b) (ア) の設備を(a)にファイナンスリースにより提供する契約を行う民間企業

(ウ) 共同事業者

次に掲げる体制にて補助事業を実施する場合には、補助事業に参画するすべての事業者が(イ)の「補助金の応募者」に該当することが必要となります。また、補助事業に参画するすべての事業者のうちの1者が本補助金の応募等を行い、交付の対象者となる代表の事業者（以下「代表事業者」という。）とし、他の事業者を共同事業者とします。なお、代表事業者は、補助事業の全部又は一部を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する者に限ります。

- (a) ファイナンスリースを利用する場合は、ファイナンスリース事業者を代表事業者とし、設備等を使用する上記(イ)記載の法人・団体と共同申請とします。この場合は、リース料から補助金相当分が減額されていること及び法定耐用年数期間まで継続して補助事業により導入した設備等を使用する契約内容であることを証明できる書類の提示を条件とします。
- (b) (a)以外の共同実施において、補助事業者に該当する者が複数で事業を実施する場合には、代表事業者は、本事業の応募書類の申請者となるほか、補助事業として採択された場合には、円滑な事業執行と目標達成のために、その事業の推進に係る取りまとめを行うとともに、実施計画書に記載した事業の実施体制に基づき、具体的な事業計画の作成や、事業の円滑な実施のための進行管理を行っていただくこととなります。代表事業者及び共同事業者は、特段の理由があり財団が承認した場合を除き、補助事業として採択された後は変更することができません。

(エ) 補助金の交付額

原則として補助対象経費の2分の1の割合を補助します。

### (オ) 補助事業期間

原則として2年度以内とします。ただし、応募時に年度ごとの事業経費を明確に区分した経費内訳書及び実施計画書が提出されることを前提とします。この場合、補助金の交付申請等は、年度ごとに行っていただく必要があります。

また、2019年度（平成31年度）の補助事業の実施期間は、交付決定日から2020年（平成32年）2月29日までとします。

### (カ) 補助対象設備

下記要件を満たす高効率型電動熱源機（これと同時に設置する専用の冷却塔、冷温水槽、蓄熱槽、制御装置、ポンプ又は配管を含む。）

※対象設備の要件については、過去のグリーン投資減税対象機器を準用している。

- 電動式の圧縮機を用いて、冷媒の圧縮・膨張サイクルにより冷水（不凍液等も含む）や温水を製造する以下の条件を満たした熱源装置である（冷媒の種類は限定しない）。

(i) 熱源機の単体の冷却または加熱能力が100kW以上であること。（冷暖兼用の熱源機については、冷却能力、加熱能力のいずれか一方が100kW以上であること。）ただし、熱源機を給湯用途に用いる場合は、加熱能力が14kW以上とする。

(ii) エネルギー消費効率※1（以下COP）が表1の値以上であること。（冷暖兼用の熱源機については、(i)の条件を満たしている能力側のCOPが表1の値以上であること。）

表1 COPの基準値

機器の種類	COP
空冷式	4.0以上
水冷式のチリングユニット（ターボ冷凍機を除く）	5.0以上
ターボ冷凍機または上記以外の熱源機	6.0以上

※1：エネルギー消費効率（COP）とは、生産エネルギー（冷却能力・加熱能力）を消費エネルギー（消費電力）で除した値。

COP算出の温度条件は表2のとおりとする。ただし、

- 氷蓄熱用熱源機についても、冷水出口温度 7℃の条件で効率基準を満たせば対象とする。
- 熱源機を給湯用途に用いる場合は、出口温度 4.5℃以上、外気乾球温度 1.6℃とする。

表2 COP算出の温度条件 単位：℃

機器の種類	能力種別	供給する冷温水		外気温度条件	
		入口温度	出口温度	乾球温度	湿球温度
空冷式	冷却能力	1.2	7以下	3.5	2.4※2
	加熱能力	4.0	4.5以上	7	6

機器の種類	能力種別	供給する冷温水		冷却水温度条件	
		入口温度	出口温度	入口温度	出口温度
水冷式のチリングユニット (ターボ冷凍機を除く)	冷却能力	1.2	7以下	3.0	3.5
	加熱能力	4.0	4.5以上	1.5	7
ターボ冷凍機 または上記以外の熱源機	冷却能力	1.2	7以下	3.2	3.7
	加熱能力	4.0	4.5以上	1.2	7

※2：熱源側の熱交換器に水を噴霧するなどの潜熱を利用する機器の場合。

### 3. 補助金の交付方法等について

#### (1) 補助事業者の選定方法

一般公募を行い、選定します。

#### (2) 審査方法

応募者より提出された実施計画等をもとに、以下の項目等について事務局において書類審査を行います。書類審査を通過した申請に関して、その後、審査委員会の承認を受けて策定された審査基準に基づいて厳正な審査を行い、補助事業費予算の範囲内で補助事業の選定を行います。

なお、審査結果に対する御意見には対応致しかねます。審査結果より付帯条件、あるいは申請された計画の変更を求めることもありますのでご了承ください。

#### 【事務局による書類審査内容】

- ・ 公募要領や交付規程に定める各要件を満たしていること
- ・ 必要な書類が添付されていること
- ・ 書類に必要な内容が記載されていること
- ・ 事業を確実に実施できる経理的基礎を有すること又は事業実施のために必要な資金調達に係る確実な計画を有していること

#### 【想定される審査項目】

- ・ 地域の未利用資源等を活用した社会システムイノベーション推進事業「社会S I」
  - ア 公共性が高く、二酸化炭素削減効果・削減に係る費用対効果が高いこと
  - イ 波及効果も含めた二酸化炭素削減効果の定量化が可能であること
  - ウ 国内で開発・実証された先端技術の戦略的な活用・展開が期待できること
  - エ モデル的性格を有し、他の事業者等への波及効果が大きいこと
  - オ 事業の実施体制の妥当性
  - カ 資金計画の妥当性
  - キ 設備の保守計画の妥当性
  - ク 熱源等及び用途における新規性
  - ※ 熱源等及び用途での採択実績のないものから優先的に採択していく予定。

(参考 平成 30 年度採択実績)

		給湯	空調	蒸気利用	サテライト利用等
廃熱	温泉廃熱				
	工場廃熱				
地中熱	地中熱				
	地下水熱				
下水熱					
河川熱					
LNG					

※網掛け部分は採択実績あり。

・地域熱供給促進支援事業「熱供給」

- ア 公共性が高く、二酸化炭素削減効果・削減に係る費用対効果が高いこと
- イ 波及効果も含めた二酸化炭素削減効果の定量化が可能であること
- ウ 事業によるシステムCOPの改善効果と事業後のシステムCOPが高いこと
- エ モデル的性格を有し、他の事業者等への波及効果が大きいこと
- オ 事業の実施体制の妥当性
- カ 資金計画の妥当性
- キ 設備の保守計画の妥当性

(3) 複数年度にわたる事業

補助金の交付は、単年度ごとに行うこととなります。

このため、補助金の交付決定を受けた年度においては、当該年度の実施計画に記載した工事等の実績に応じた支払いを完了させ（補助事業者に対して、補助事業に要した経費の請求がなされた場合を含む。この場合は、完了実績報告書に請求書を添付することで可とし、補助事業者は精算払請求時までには領収書を財団に提出することとする。）、その金額相当の成果品が納められていなければなりません。

また、次年度の補助事業は、政府において次年度に所要の予算措置が講じられた場合にのみ行いうるものであり、次年度の見込み額に比較して大幅な予算額の変更や予算内容の変更等が生じたときは、事業内容の変更等を求めることがあります。

(4) 交付申請

公募により採択された事業者には補助金の交付申請書を提出して頂きます。（申請手続等は交付規程を参照願います）。その際、補助金の対象となる費用は、原則として、事業実施期間に行われる事業で、かつ当該期間中に支払いが完了するもの（補助事業者に対して、補助事業に要した経費の請求がなされた場合を含む。この場合は、完了実績報告書に請求書を添付することで可とし、補助事業者は精算払請求時までには領収書を財団に提出することとする。）となります。

(5) 交付決定

財団は、提出された交付申請書の内容について以下の事項等に留意しつつ審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。

- ア 申請に係る補助事業の全体計画が整っており、事業が確実に行われる見込みであること。
- イ 補助対象経費には、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に規定する資金を含む）の対象経費を含まないこと。
- ウ 補助対象経費以外の経費を含まないこと。

(6) 事業の開始について

補助事業者は財団からの交付決定を受けた後に、事業を開始していただきます。補助

事業者が他の事業者等と契約を締結するに当たっては 契約・発注日が、財団の交付決定日以降となるよう注意して下さい。財団は、事業期間の適当な時期に事業が適切に行われていることを確認するために必要に応じて現地調査等を行います。

(7) 補助事業の計画変更等について

補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとする時(ただし、軽微な変更を除く。)は、補助金計画変更承認申請書を財団に提出し、承認を受ける必要があります。

なお、補助金の額に変更を伴う場合は、変更交付申請書を財団に提出し、承認を受ける必要があります。

補助事業の内容に変更が生じる可能性がある場合、必ず事前に財団担当者までご相談ください。

(8) 完了実績報告及び書類審査等

当該年度の補助事業が完了(支払が完了したことを指す)した時は、完了後30日以内又は事業実施年度の3月9日のいずれか早い日までに完了実績報告書を財団宛に提出いただきます。

財団は、補助事業者から完了実績報告書が提出されたときは、書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認められたときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に交付額の確定通知を行います。

(9) 補助金の支払い

補助事業者には、財団から交付額の確定通知を受けた後、精算払請求書を提出いただきます。その後、財団から補助金を支払うこととなります。

(10) 不正に対する交付決定の解除等

応募書類に虚偽の内容を記載した場合等においては、事業の不採択、採択の解除、交付決定の解除、補助金の返還等の措置をとることがあります。

(11) 事業報告書の提出

補助事業者は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後3年間の期間について、年度ごとに年度の終了後30日以内に当該補助事業による過去1年間(補助事業の完了した日の属する年度については、補助事業を完了した日からその年度の3月末までの期間)の二酸化炭素削減効果等について、事業報告書を環境大臣に提出しなければなりません。

## 4. 応募方法等

### (1) 応募書類

応募に当たり提出が必要となる書類は、様式1に記載するとおりです。

なお、応募書類のうち、様式1、別紙1及び別紙2は必ず財団のホームページの電子ファイルをダウンロードして作成するようお願いいたします。なお、地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック（補助事業申請者向け）（平成29年2月環境省地球環境局）及び補助事業申請者向けハード対策事業計算ファイルについては、環境省のホームページよりダウンロードしてご使用ください。

応募は1施設単位で行っていただきます。但し、継続的かつ反復的に一定の事業活動を行っている区画（同一または隣接・近隣区画）にある施設であれば、複数施設をまとめて申請することも可とします。

また、同一事業で複数の場所での工事をまとめて申請することも可能です。

なお、審査過程において、必要に応じて電話又は電子メールにてヒアリングを実施させていただく場合があります。その場合、追加書類の提出をお願いすることもあり得ますので、御了承下さい。

※個人情報の取り扱いについては、別紙2「個人情報のお取り扱いについて」にご同意の上、ご提出下さい。

### (2) 公募期間

《社会 SI、熱供給》

2019年（平成31年）4月19日（金）から5月31日（金） 18時必着

※ 期限を過ぎて到着した提出物のうち、遅延が財団の事情に起因しないものについては、受理しません。

### (3) 提出部数

(1)の書類（紙）を正本1部、副本1部（副本は別紙1、別紙2のみとする）を提出してください。（ファイリングは不要です。提出書類の番号順に2つ穴を開け、ダブルクリップで綴じてください。）加えて、当該書類（正本と同じ内容）の電子データを保存した電子媒体（CD-RまたはDVD-R）1部を提出してください（電子媒体には、応募事業者名と下記の略称を必ず記載してください。）。なお、提出いただきました応募書類は、返却しませんので、写しを控えておいてください。

### (4) 提出方法及び提出先

持参または郵送により提出先へ提出して下さい（書留郵便等の配達記録が残る方法に限ります（上記公募期間内に必着のこと））。

提出書類は、封書に入れ、宛名面に、応募事業者名及び「2019年度（平成31年度）未利用（社会 SI）応募書類」または「2019年度（平成31年度）未利用（熱供給）応募書類」と朱書きで明記してください。

<提出先>

公益財団法人北海道環境財団

〒060-0004

北海道札幌市中央区北4条西4丁目1番地 伊藤・加藤ビル4階

(5) お問い合わせ

<問い合わせ受付期間>

2019年度（平成31年）4月25日（木）～ 5月24日（金）18時まで

<問い合わせ先>

公益財団法人北海道環境財団 補助事業部

E-mail : miriyo\_ask@heco-hojo.jp

<問い合わせ方法>

問い合わせは、原則電子メールを利用し、記載例に従い、件名に法人名及び応募予定の事業名（略称）を記入してください。

<メール件名記入例>

【株式会社〇〇〇】社会S Iについて問い合わせ



## 5. 留意事項等

### (1) 経理

補助事業の経費に関する帳簿と全ての証拠書類（見積書、発注書、契約書、請求書、検収書、領収書等支払を証する書類等、経費に係る書類）は、他の経理と明確に区分して管理し、常にその書類を明らかにしておく必要があります。

これらの書類は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。

また、本補助事業による二酸化炭素削減効果について、環境省の実施する検証評価事業の対象となることがあります。その場合、必要な資料の提出等、御協力をお願いいたします。

### (2) エネルギー消費量削減見込み量及び二酸化炭素削減見込み量の計算方法

補助事業者は、事業の実施による二酸化炭素排出削減量を把握し、本公募要領、交付規程および財団の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供していただきます。

### (3) 補助事業における自社調達を行う場合の利益等排除の考え方

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。このため、補助事業者自身から調達等を行う場合は、原価（当該調達品の製造原価など※）をもって補助対象経費に計上します。

※ 補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合があります。また、その根拠となる資料を提出していただきます。

### (4) 取得財産の管理について

補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）については、取得財産等管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分（補助金の交付の目的（補助金交付申請書の実施計画書及び補助金精算報告書の実施報告書に記載された補助事業の目的及び内容）に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）することをいう。）しようとするときは、あらかじめ財団の承認を受ける必要があります。

その際、場合によっては補助金の返還が必要になることがあります。なお、取得財産等には、環境省による補助事業である旨を明示しなければなりません。

### (5) その他

本補助金は、法人税法第42条第1項及び所得税法第42条第1項の「国庫補助金等」に該当するため、補助事業者が法人の場合、国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入の規定（法人税法第42条）の適用を、また、個人の場合は、国庫補助金等

の総収入金額不算入の規定（所得税法第 42 条）の適用を受けることができます。

ただし、これらの規定が適用されるのは、当該補助金のうち固定資産の取得又は改良に充てるために交付された部分の金額に限られますので、別表第 1 の「区分」欄における事務費については、これらの規定が適用されません。

なお、これらの規定の適用を受けるに当たっては、一定の手続きが必要となりますので、手続きについてご不明な点があるときは、所轄の税務署等にご相談ください。

上記の他、必要な事項は交付規程に定めますので、これを参照してください。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（法人である場合は当法人）は、下記のいずれにも該当しません。また、補助事業の実施期間及び完了後の将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、申請書の提出をもって誓約します。

記

- (1) 法人の役員等（役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

年 月 日

申請者 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 印

共同申請者 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 印



## 別紙2

### 個人情報のお取り扱いについて

応募様式にご記入いただく情報は、「個人情報」に該当しますので、公益財団法人北海道環境財団（以下、「財団」）は、記入いただきました個人情報の保護のために必要なセキュリティ対策を講じ、適切に取扱います。

具体的には、以下のように対応させていただきますので、ご同意の上で、ご記入くださいますようお願いいたします。

1. ご記入いただいた個人情報は以下の目的に利用します。
  - (1) 2019年度（平成31年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃熱・湧水等の未利用資源の効率的活用による低炭素社会システム整備推進事業）の運営管理のための連絡
2. ご記入いただいた個人情報の利用について
  - (1) 1. に示す利用目的の範囲を超えて、当該個人情報を利用することはありません。それ以外の目的で個人情報を利用する場合は改めて目的をお知らせし、同意を得ることとします。
  - (2) 1. に示す目的のため、本補助金の交付元である環境省へ提供する場合もあります。